

2006 年 2 月 2 日

コンテンツ専門調査会

デジタルコンテンツ・ワーキンググループ 御中

知的財産戦略本部本部員

本調査会委員・本ワーキンググループメンバー

弁護士 久 保 利 英 明

コンテンツ契約の書面化促進について

1 コンテンツ業界の現状と課題

本ワーキンググループでも指摘されている通り、現在、コンテンツ業界では、制作時において、テレビ局、映画配給会社等流通媒体を有する企業（以下「メディア」という）と制作者、あるいは制作者と下請業者との間で、明確な契約が締結されない場合が多い。

コンテンツの権利帰属主体や使用条件が不明確であることは、事後の紛争の原因となるばかりでなく、今後、海外に事業を展開する際の大きな障害となることが想定される。

また、制作者とメディア、制作者と下請業者との間に、歴然とした力の差が存するため、不当な条件での契約を強いられるという問題も指摘されているところである。

コンテンツ制作者あるいは下請業者に正当な報酬が支払われない状況が続くならば、人材の枯渇を招き、ひいては我が国のコンテンツ業界の発展を阻害する要因になると危惧している。

2 契約雛型作成の必要性

上記の課題を克服するために、本ワーキンググループでは、契約の書面化の促進が提言されており、当委員も、契約の書面化はコンテンツ業界の発展にとって不可欠と考えている。

然し乍ら、これまで契約書を取り交わすことが稀であったコンテンツ業界において、契約の書面化を進めるためには、検討すべき契約条件を網羅的に示す必要があると考える。

さらに、先に指摘した通り、メディアと制作者、制作者と下請業者等の間に力の不均衡がある以上、当事者同士の交渉のみによっては、一方当事者に不利

な契約が締結される危険がある。

このため、各契約形態に応じた契約書雛型を作成し、契約条件を網羅的に示すとともに、双方当事者にとって適正な契約内容を提示する必要があると考える。

3 エンターテイメント・ロイヤーズ・ネットワークとの協力の必要性

このような契約書雛型を作成する際には、単に法律だけでなく、コンテンツ業界の慣行にも精通した弁護士との関与が欠かせない。

この点、2004年4月に設立された「エンターテイメント・ロイヤーズ・ネットワーク」は、約350名の弁護士と、エンターテイメント関連事業者等合計500余名によって組織された団体であり、エンターテイメント業界の実状に即した法律問題の研究を行っている。

契約書雛型作成は、同ネットワークの協力の下で行うことが望ましいと考える。

以上